

食品衛生学雑誌 審査方法と投稿規定の改正について

日本食品衛生学会編集委員会

食品衛生学雑誌投稿規定2011年版では、これまでの規定に多くの変更を加えています。また、投稿論文審査の運用方法を一部変更します。そこで、今回の変更のうち重要な事項を以下に解説いたしましたので、投稿規定本文と合わせてご参照くださいますようお願いいたします。

A. 投稿論文審査方法の変更

従来から、投稿論文は、審査を担当する編集委員を定めて原則として2名以上の審査員の評価に基づき、編集委員会が採否を決定しています。今回、責任編集制を明確にすることとし、論文審査の運用方法を一部変更します。

1) 編集と審査を分離します

従来は、担当編集委員1名と編集委員以外の専門家（審査員）1名が審査を行ってききましたが、今後は審査と編集を分離します。担当編集委員は専門家（審査員）に査読を依頼し、その審査意見に基づき編集委員が採否判定することを原則とします。投稿者には、2名の審査員の審査意見票と担当編集委員の意見票が届きます。

2) 投稿者に担当編集委員名を連絡します

編集委員会から投稿者に送る投稿論文受領書に、担当編集委員名を記載します。また、担当編集委員の選定に異議がある場合には編集委員会（学会事務局）に異議申し出ができることも明記します。

なお、編集委員会では担当編集委員が決まった後に投稿論文受領書を送付しますので、受領者が投稿者に届くのが従来よりも数日遅くなる場合があることをご了承ください。

3) 投稿論文の採否決定を速やかに通知します

従来は、担当編集委員が採否判定後に編集委員会の議を経て、投稿者に投稿論文の採否決定を通知していましたが、今後は、編集委員が採否判定後速やかに投稿者に採否決定通知をします。

B. 投稿規定の変更

注：項目番号と項目名は、投稿規定中の項目番号と項目名を示します。

3. 論文の種類

- i. **報文** 英語名称を”Original”から”Original Paper”に変更しました。
- ii. **ノート** 十分な考察はできないが、学術的に公表する価値がある研究成果の論文が、この区分に入ることを追記しました。
- iii. **調査・資料** 調査等に基づき得られた新知見が報文またはノートに相当する論文は、それぞれ報文またはノートとしても投稿できることを追記しました。

- iv. 妥当性評価 (Validation Study)** 食品衛生学分野における妥当性が確認された試験法の開発と普及を促進することをめざして、2011年から新設する論文区分です。国際的または食品衛生分野で受け入れられている試験法妥当性評価ガイドライン等に沿って実施された研究で、かつ未発表の研究を対象とします。対象には、理化学および微生物のいずれの分野にかかわる試験も含まれます。また、新規に開発した試験法のほか、既に報告されている試験法についての評価も対象となります。ただし、既報の妥当性評価研究成果を単に追試験したものは対象にはなりません。
- 5. 原稿提出 3.** 審査が終了した最終稿の電子ファイルをご提出いただく際のメディアを、CD-R または DVD-R のいずれかに指定しました。
- 6. 原稿の書き方**
- 1. 書式 v.** 和文抄録の1行目から本文の最後まで行番号(通し番号)をふることにしました。
- 6. 本文 ii.** 極めて使用頻度が高く、また使い方が統一されている用語については、定義なしで略語を用いることができることにしました。本誌で定義なしで用いることができる略語の例を別表3に示しました。
- 7. 学術用語および単位, 記号 vi.** 時間と秒の単位がSI単位系の記号と異なっていたので、時間の単位を hr から h に、秒の単位を sec から s に変更しました。また、日の単位 d を追記しました。
- 9. 引用文献 iv.** 和文誌の誌名は原則としてヘボン式ローマ字書きで記述することになっていますが、和文原稿においてローマ字書きをすると意味が分かりにくくなるものは、和文で記載することを認めている現状を明記しました。
- 7. 倫理規定** ヒトならびにヒトから得た試料を用いたまたは対象とした研究報告（個人情報扱う調査研究も含まれる）および実験動物を用いた研究報告は、該当する研究指針に従って行うだけでなく、所属機関の委員会等で承認された研究であることを本文中に記載していただくことにしました。